



障がいのある学生への支援体制について(概要)

仁愛大学では、障がいのある学生や特別な配慮を要する学生に対して修学上の支援を行っています。

1. 仁愛大学における学生への修学特別支援の方針

仁愛大学では、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の定めに基づき、以下に該当する学生に対し修学上必要と思われる支援や配慮を行っています。支援は、主に授業場面における内容になります。

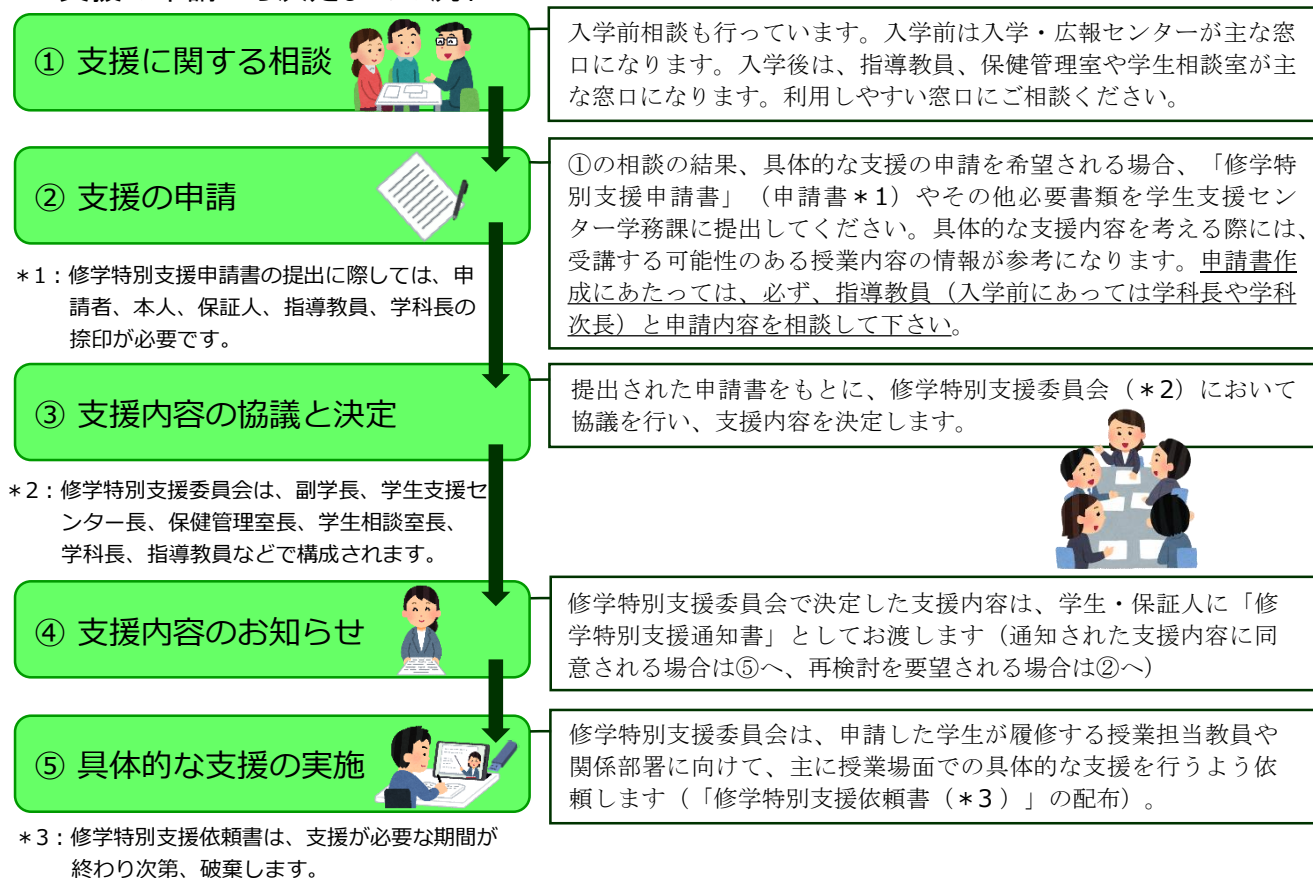
2. 支援の対象

身体障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身機能に障がいがあり、継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある在学学生。

3. 支援の申請(以下の書類をご用意ください)

- ① 修学特別支援申請書：学生支援センター学務課でお渡ししています、「4. 支援決定までの流れ」を参照のうえ申し出てください。
- ② その他必要な書類：必要に応じて障害者手帳の写し、医師の診断書、高校での個別支援計画書（または移行支援計画書）などを提出していただくことがあります。

4. 支援の申請から決定までの流れ



これらの内容についてご不明な点は、仁愛大学学生支援センター学務課（0778-27-1990）までお問い合わせください。